

GLTD（団体長期障害所得補償制度）

L 会員

病気やけがで長期間働けないうきに補償が受けられます。

病気やけがで、就業障害の状態が 545 日継続した場合、最長 60 歳まで補償が受けられる制度です。

● 給付金額 月額 50,000 円（上限※）

※所得喪失率に応じた給付金額となります。

【対象者】

- 共済会 L 会員本人で、通常に勤務されている 60 歳未満の会員

【給付期間】

- 病気やけがで働けない状態または三大疾病（※）による就業障害の状態が 545 日を経過後、最長満 60 歳に達するまで。

- ① 病気やけがは、業務中に発生したものを除きます。
- ② 病気やけがで働けない状態とは、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことを医師が認定した場合です。
- ③ 精神障害が原因での給付期間は最長 2 年間です。



給付事由が発生した場合は、共済会（外線：03-5273-5139）へ「証券番号」をご確認のうえ以下へご連絡ください。
三井住友海上事故受付センター
0120-248-565（受付時間：24 時間 365 日）

セーフティープラン 任意加入

GLTD（団体長期障害所得補償制度）

L 会員

S 会員

病気やけがで免責期間を超えて就業障害となった場合、最長満 60 歳まで補償が受けられます。

満 60 歳未満の L 会員は全員加入分の月額 5 万円の所得補償に加え、任意加入でさらに収入を補うことができます。
月額保険金額 1 口 25,000 円単位で加入でき、退職しても最長 60 歳まで保険金が支払われます。
（精神障害が原因での給付は最長 2 年間です。）

	～ 早期に収入補填を希望される方におすすめ ～ AM プラン・AF プラン	～ 月額保険金額の範囲を高く設定したい方におすすめ ～ BM プラン・BF プラン
【1 口あたり】	新規加入：保険期間開始時点で 60 歳未満 継続加入：保険期間開始時点で 59 歳まで自動更新	新規加入：保険期間開始時点で 58 歳未満 継続加入：保険期間開始時点で 58 歳まで自動更新
免責期間	90 日	545 日
月額保険金額	25,000 円（上限※） ※所得喪失率に応じた給付金額となります	25,000 円（上限※） ※所得喪失率に応じた給付金額となります
月額保険金額の範囲	上記 保険金額の設定 の通り	上記 保険金額の設定 の通り
加入口数	10 口まで	8 口まで
月額保険料	性別・年齢によって異なります。詳細は＜セーフティープラン＞パンフレットをご覧ください。 ※年齢は保険始期（2025 年 2 月 1 日）時点での満年齢	
保険金額の設定	月額保険金額は BM・BF プランについては、全員加入（満 60 歳未満の L 会員：5 万円）（1 階）分と合わせて、ご加入直前 12 か月における平均月間所得額（額面金額、ボーナスを含む年収の 1/12）の 70% 以内、AM プラン・AF プランの場合は平均月間所得額の 40% 以内で適切な金額をお決めください。	

- このご案内は保険の特徴をご説明したものです。

制度の詳細な内容は、共済会ホームページに掲載の「三越伊勢丹グループ共済会セーフティープラン」パンフレットをご覧ください。

お問合せ

〈取扱代理店〉㈱エムアイカード 保険担当
〒104-6212 東京都中央区晴海 1-8-12
内線：804-2534 外線：0120-881-100
（受付時間：10:00～17:00 土曜・日曜・年末年始を除く）

〈引受保険会社〉三井住友海上火災保険㈱
B24-100921 承認年月：2025 年 1 月



年 2 回（春秋）募集。
（補償開始は春募集は 9 月から、秋募集は翌年 2 月から。）



給付事由が発生した場合は、以下へご連絡ください。
三井住友海上事故受付センター
0120-248-565（受付時間：24 時間 365 日）